

NISAの拡充（ジュニアNISAの創設等）（案）

ジュニアNISA（J-NISA）創設のねらい

- 若年層への投資のすそ野拡大
- 高齢者に偏在する膨大な金融資産を若年層に移転して、成長資金へと動かす契機に
- 未成年者の独り立ちまでの長期にわたる投資を促進
- 世帯単位でみた非課税投資可能額の引上げ

J-NISAの概要（案）

- 非課税対象 : 20歳未満の人が開設するJ-NISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 年間投資上限 : 80万円
- 非課税投資総額 : 最大400万円（80万円×5年間）
- 口座開設期間 : 平成28年から平成35年までの8年間（適用期限は現行NISAと同様）
- 非課税期間 : 最長5年間
- 運用管理 : 親権者等の代理又は同意の下で投資
18歳になるまで原則として払出し不可

現行NISAの投資上限額の見直し（案）

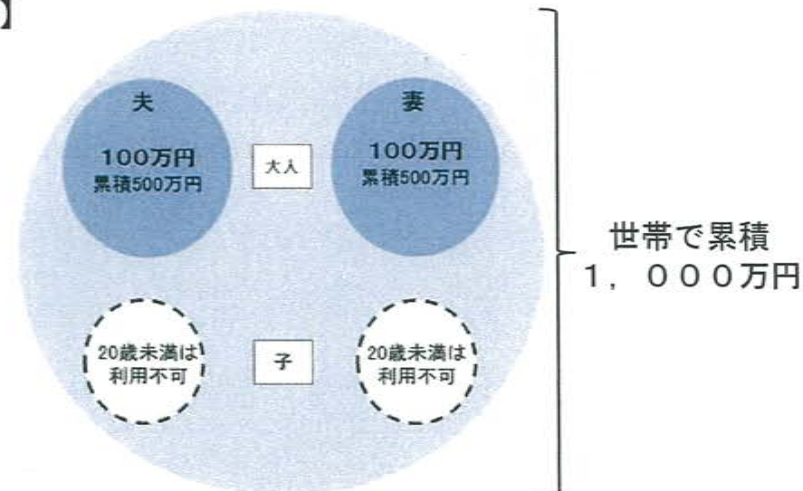
年間の投資上限額（現行100万円）を毎月の定額投資に適した金額として、平成28年から年間120万円（毎月10万円×12ヶ月）に引き上げる。

<NISA・J-NISAを通じた実質的な投資枠>

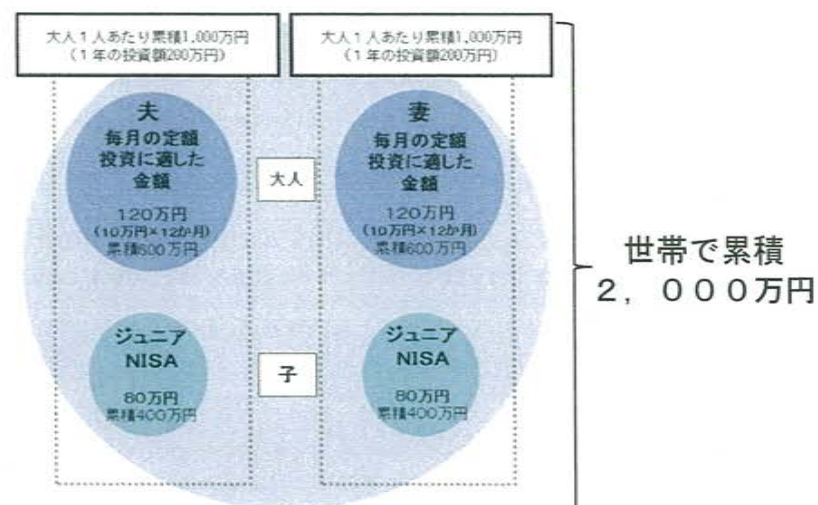
夫婦2人世帯をモデルとする

※ 子どもを含む国民1人あたり金融資産
平均額566万円、4人で約2,000万円（平成25年総務省家計調査）

【現行】



【改正案】

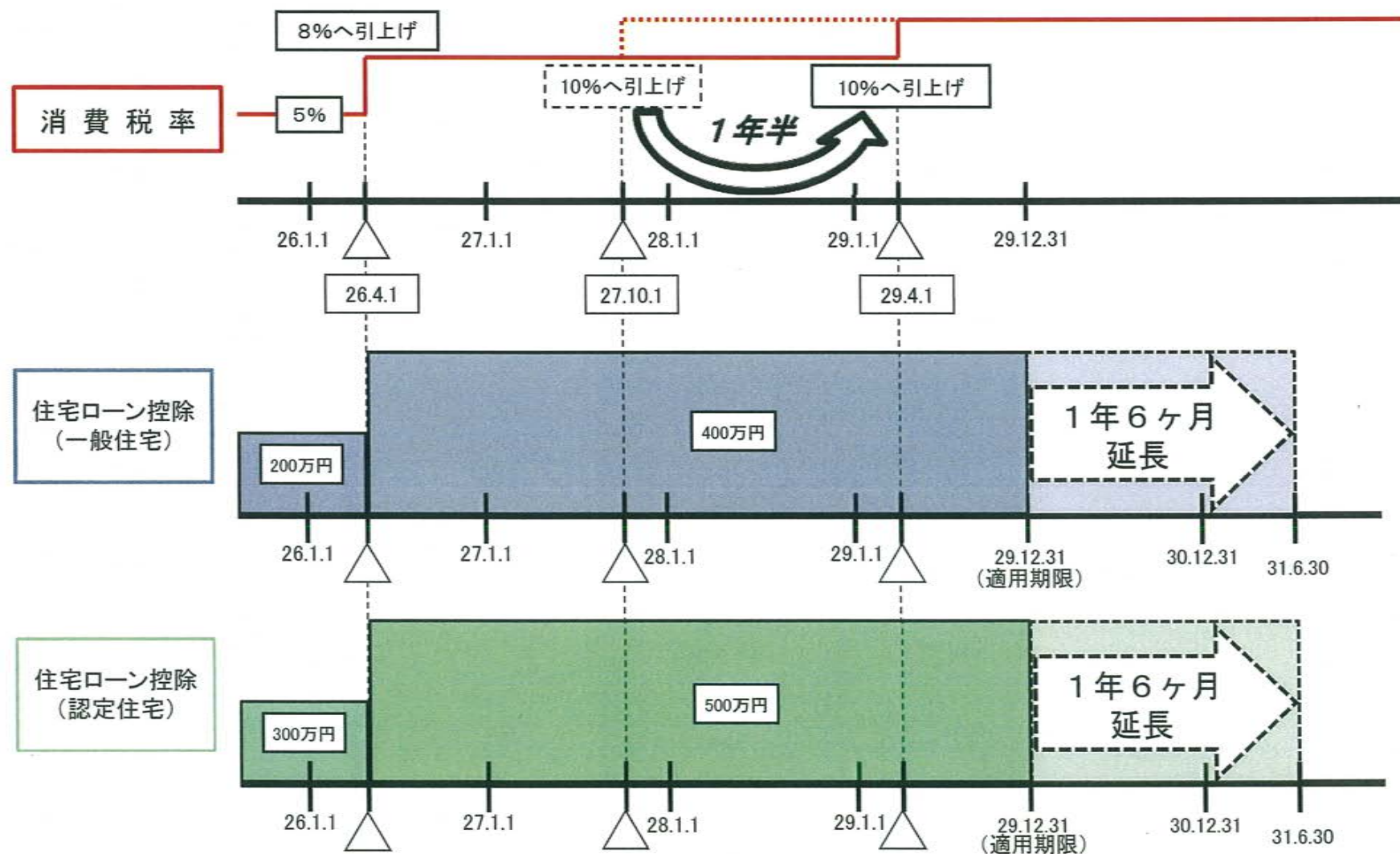


消費税率引上げ時期の変更を踏まえた住宅ローン控除等の延長（案）

現行では29年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更を踏まえ、その適用期限を1年6ヶ月延長する。

（注1）個人住民税の住宅ローン控除の特例及び被災者等に係る住宅ローン控除の特例についても、同様とする。

（注2）すまい給付金及び住まいの復興給付金についても、同様とする。

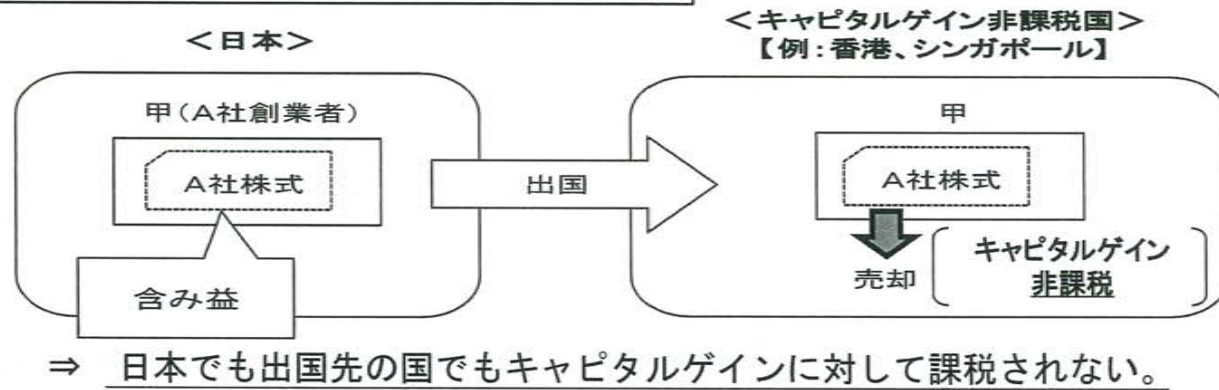


出国時の譲渡所得課税の特例について（案）

【現状】

- 租税条約上、株式等のキャピタルゲインについては株式等を売却した者が居住している国に課税権があるとされている。
- これを利用し、巨額の含み益を有する株式を保有したまま出国し、キャピタルゲイン非課税国（例：シンガポール、香港）において売却することにより、課税逃れを行うことが可能。

「居住地国移転」によるキャピタルゲイン課税の回避例



【見直し案】

- 上記のような課税逃れに対応するため、一定の高額資産家（※）を対象に、**出国時に未実現のキャピタルゲイン（含み益）**に対して特例的に課税する。

※ 出国時の有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、出国直近10年内において5年を超えて居住者であった者。ただし、在住期間要件の判定にあたっては、入管法別表第一の在留資格で居住していた期間は、居住者でなかったものとみなす。

（注）出国時の譲渡所得課税の特例を導入している国の例：アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ

- また、納税資金が不十分であることを勧告し、納税猶予を選択できることとする。

・ **納税猶予**
(最長10年)

〔 ・ 適切な担保の提供
・ 納税猶予継続届出書の提出（毎年） 〕 が必要

※対象資産の譲渡等の事由が生じた場合は猶予期間が終了

納税猶予期間内に対象資産を売却せずに帰国した場合には、利子税を含め免除

ふるさと納税の拡充(案)

1. 特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

（通知（技術的助言））

① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為

- ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示

② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付

- ・ 換金性の高いプリペイドカード等
- ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

3. 申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

（別紙参照）

「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム

- (1) 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税(寄附)の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする。
(確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける。)

- (2) 寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。

- (3) 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。(確定申告を行った場合と同額が控除される。)

※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。

- (注) ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
・ 5団体を超える地方団体へのふるさと納税(寄附)を行う者は、確定申告が必要

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長等(案)

<足元の住宅市場の活性化(27年)>

- 足元の住宅市場を活性化させるため、27年の非課税枠を拡大する。

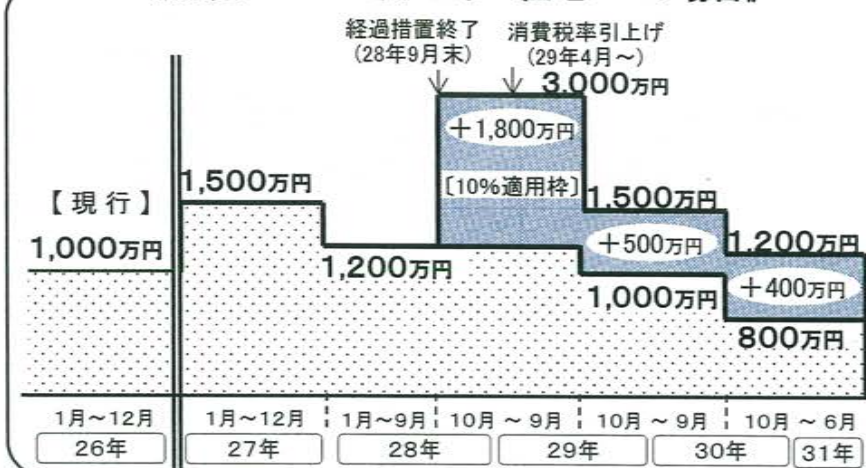
<消費税率10%への引上げに伴う駆け込み・反動減への対応(28年～31年6月)>

- 消費税率引上げに伴う経過措置(注)が終了する28年9月末にかけて駆け込み増、10月以降の反動減が想定されるところ、それへの対応として以下の措置を行う。
 - ・ 28年1月～9月は、駆け込み増を考慮して非課税枠を縮小。一方、10月以降は、反動減対策として、消費税率10%が適用される住宅購入者のみを対象とした非課税枠(10%適用枠)を創設することにより、住宅需要の喚起を図る。
 - ・ 反動減が特に大きくなる経過措置終了後の1年間に、需要喚起のためのインセンティブ措置を集中させるため、28年10月～29年9月の非課税枠は最大3,000万円とする。
 - ・ 反動減がやわらぐ29年10月以降の非課税枠は段階的に縮小。しばらく反動減の影響が残ることに留意し、十分な期間の反動減対策を実施するため、非課税措置は31年6月末までとする(住宅ローン減税と同様)。

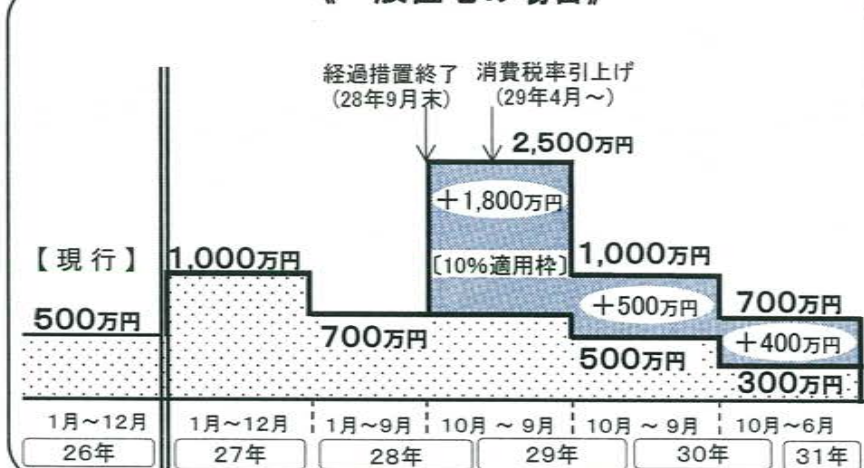
(注1) 28年9月末までに請負契約を締結すれば、引き渡し後29年4月を過ぎても、旧税率(8%)を適用。

(注2) 10%適用枠は、28年9月以前の非課税枠の適用を受けた者でも、再適用可。

《耐震・エコ・バリアフリー住宅(注1)の場合》



《一般住宅の場合》



(注1) 平成27年より、バリアフリー住宅を追加するとともに、エコ住宅の要件を見直し(一次エネルギー消費量等級4以上の住宅を追加)。

(注2) 東日本大震災の被災者については、非課税枠(耐震・エコ・バリアフリー住宅:1,500万円、一般住宅:1,000万円)を31年6月末まで継続。

ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の28年10月から29年9月までの非課税枠については、耐震・エコ・バリアフリー住宅:3,000万円、一般住宅:2,500万円。

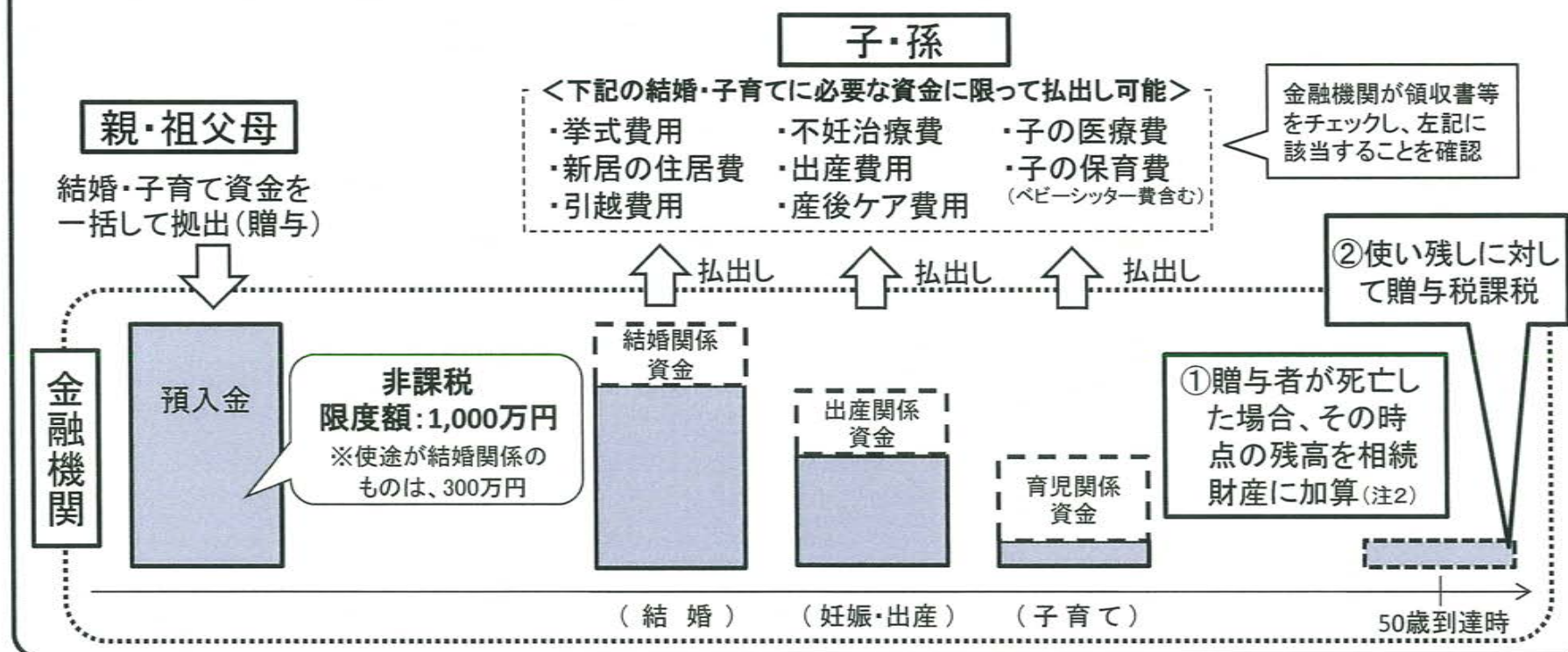
(注3) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が65歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、31年6月末まで継続。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(案)

- ◎ 少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置を創設する(平成27年4月1日～平成31年3月31日までの措置)。

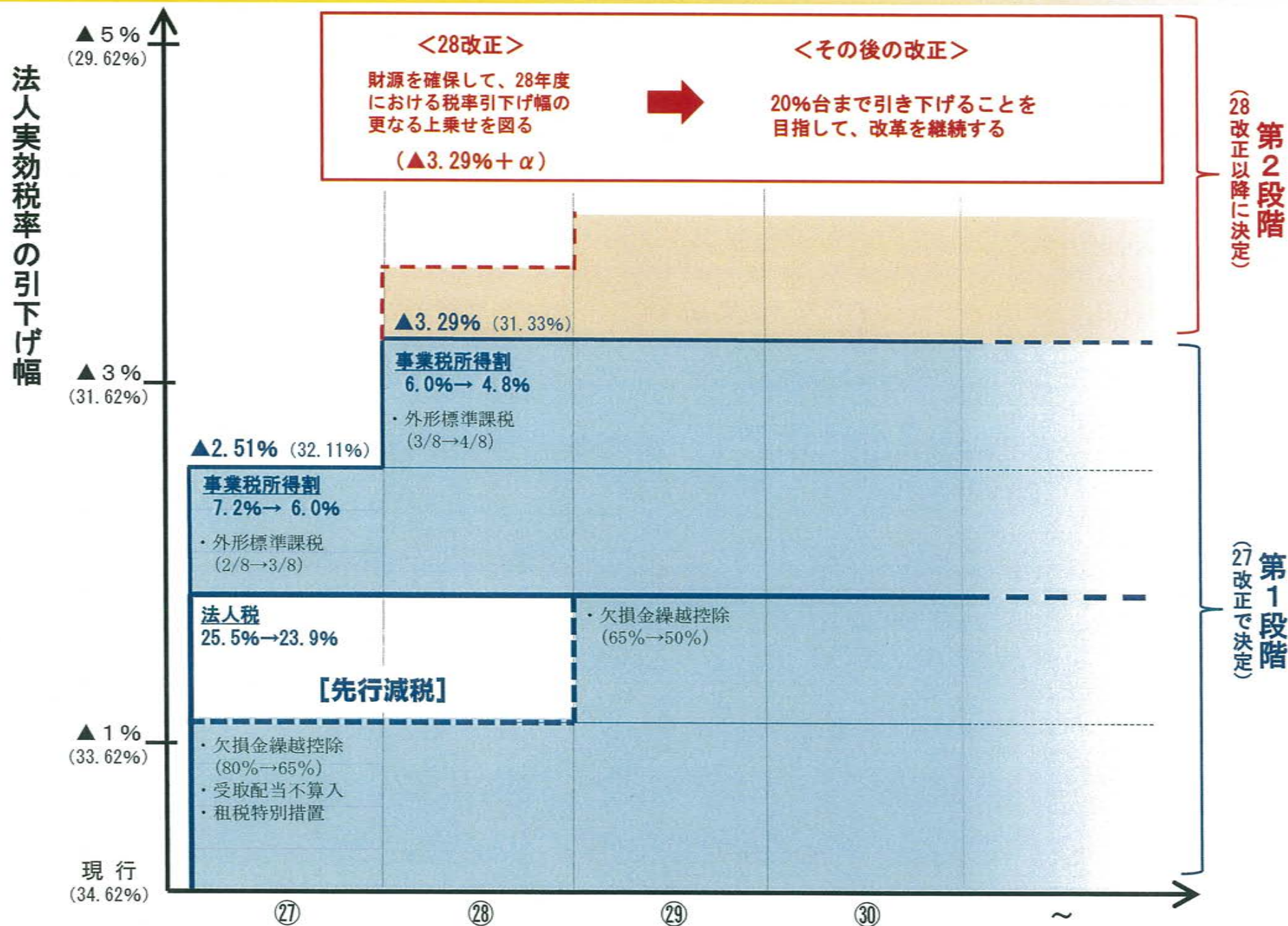
制度(案)の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関^(注1)に子・孫(20歳～50歳。受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する^(注2)。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しに対しては、贈与税を課税。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。

与党税制改正大綱（26年12月30日）に示された法人実効税率引下げの道筋（イメージ）



非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備(案)

各国税務当局間で非居住者の口座情報を自動的に交換することについてG20サミット等で合意したことを受け、日本の金融機関に対し非居住者の口座情報の報告を求める制度を整備。

[日本から外国への情報提供のイメージ]

